



NO.11
近畿地方整備局
事業評価監視委員会
平成29年度第5回

淀川総合水系環境整備事業

【 再評価 】

平成29年11月
近畿地方整備局

目 次

1. 事業の概要
2. 事業の必要性等に関する視点
3. 関係自治体の意見等
4. 対応方針(原案)

1. 事業の概要

□流域の概要

- 淀川は、その源を滋賀県山間部に発する大小支川を琵琶湖に集め大津市から南流し、途中、桂川と木津川を合せて大阪平野を貫流し大阪湾に注ぐ、幹線流路延長75km、流域面積8,240km²、流域内人口1,179万人の一級河川。
- 下流部に大阪市、中流部に京都市やその他数多くの衛星都市を抱え、関西地方の社会、経済、文化の基盤をなしており、古くから我が国の政治経済の中心として栄え、人々の生活・文化を育んできた。
- かつての淀川には多くのワンドが存在し、イタセンパラ(天然記念物)など多様な在来生物の生息・生育・繁殖環境が確保。また、広大なヨシ原などにより水辺の風景を作っていた。



項目	諸元
流域面積	8,240km ²
河川流路延長	75km
流域内人口	1,179万人
流域内市町村	54市17町4村



野洲川(河口部)



淀川(城北ワンド)



琵琶湖から南流する瀬田川



淀川(三川合流点)



淀川(鵜殿ヨシ原)

猪名川(神崎川との合流点付近)

1. 事業の概要

■事業の目的

- ・水質の改善、良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生及び、地域と連携した水辺整備による河川利用の推進。

■事業概要

- ・淀川水系における環境整備事業は、これまで15箇所で事業を実施。

【自然再生】事業中

- ・淀川においてワンド再生、鵜殿ヨシ原保全・再生、魚道整備、野洲川においてヨシ帯再生、猪名川において礫河原再生等。

【水辺整備】事業中

- ・野洲川において水辺とふれあえる河川敷の整備。

【水辺整備】H29完了箇所

- ・瀬田川において沿川の文化・交流施設や歴史・観光拠点間を、安全・快適に移動できる河川敷の整備。

■整備状況

・事業期間:平成元年度～平成54年度

・全体事業費:約407億円

・整備内容:

【整備済】

水環境整備 2/2箇所(河川浄化施設、遠隔操作装置)

【整備中】

自然再生 0/5箇所(ワンド再生、ヨシ原保全など)

水辺整備 7/8地区(管理用通路、護岸、階段)

東高瀬川環境整備(H8～H10)

木津川水辺プラザ(H12～H17)

【今回再評価】
鵜殿ヨシ原保全(H5～H54)

天野川浄化(H5～H12)

寝屋川浄化(H11)

【今回再評価】
猪名川自然再生(H17～H36)

伏見かわまちづくり(H18～H20)

【今回再評価】
野洲川中洲地区
かわまちづくり(H27～H34)

【今回再評価】
野洲川自然再生(H17～H36)

【今回完了箇所評価】
瀬田川かわまちづくり
(H元～H29)

笠置地区水辺の楽校
(H20～H21)

南山城村地区
かわまちづくり(H21～H23)

三本松地区水辺の楽校
(H18～H21)

凡例	
	水環境整備
	自然再生
	水辺整備
	整備済
	整備中

【今回再評価】
魚がのぼりやすい川づくり
(H18～H52)

【今回再評価】
淀川ワンド再生(H11～H54)



2.事業の必要性等に関する視点(完了箇所)

完了箇所評価

□瀬田川かわまちづくり

■事業の目的

- ・環境に配慮した護岸や河川管理用通路を整備することにより、巡視・点検が効率的に行えるとともに、水辺利用者が、瀬田川沿川の文化・交流施設や歴史・観光拠点間を、安全・快適に移動できるようとする。

■整備内容

- ・管理用通路(高水敷)整備 L=4.6km

■瀬田川かわまちづくりの整備範囲



■瀬田川かわまちづくりの整備(南郷ほたる橋)



■事業の投資効果

- ・瀬田の唐橋から瀬田川洗堰間を含む水辺を途切れることなく移動でき、河川利用者が水辺を安全・快適に移動が可能に(年間約50万人の利用者)。
- ・併せて水際までの効率的で確実な河川施設の巡視・点検が可能。
- ・南郷ほたる橋開通後に実施した「瀬田川ぐるりさんぽ道ウォーク」に322名が参加。
- ・瀬田川沿いの散策コースで「ぐる～っと瀬田川なぞときウォーク」などのイベントが開催され、地域の活性化に貢献。

■イベント等利用状況



2.事業の必要性等に関する視点(完了箇所)

完了箇所評価

□瀬田川かわまちづくり

■費用対効果分析の算定基礎となった要因

- ・事業費については、周回ルートとして瀬田川洗堰までの整備となつたため、減となっている。
- ・事業箇所を含む関係市(大津市(旧志賀町含む))の世帯数は約10%増加しており、京阪神のベッドタウンとして宅地開発が進んでいることから、より多くの地域住民が水辺の整備に係る事業による効果を享受することができるようになっていると考えられる。

	当初計画 (H20再評価時※1)	実績 (前回再評価H26)	差分	備考
事業費	42.6億	27.1億	15.5億減	・当初計画は瀬田川洗堰から下流の高水敷も含む整備であったが、「瀬田川かわまちづくり」(ぐるりさんぽみち)として瀬田川洗堰上流区間のみの周回ルートでの整備へ変更し、事業規模が減少。 ・実施期間はH元～H32(32年間)と記載されているが、実際はH元～H26(26年間)である。 ・関係市町世帯数は、事業規模(範囲)が減少しているため、事業箇所を含む、現在の大津市(旧志賀町を含む)を対象とした。
実施期間	H元～H32(32年間)	H元～H26(26年間)	6年減	
関係市町世帯数※2	118,124世帯	130,157世帯	約10%増	

※1当初計画：H元年度事業化で新規採択時評価を行っていないため、参考値としてH20評価時の値等を記載。

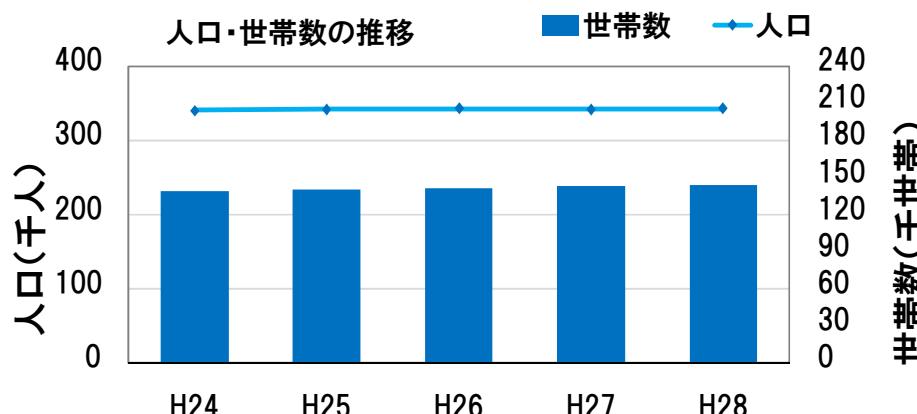
※2関係市町世帯数：世帯数は、事業規模(範囲)が減少しているため、事業箇所を含む、現在の大津市(旧志賀町を含む)を対象とした。
当初計画はH17年国勢調査、実績はH27年国勢調査の結果より集計。

■事業実施による環境の変化

- ・事業完了後、環境の変化に関する問題及び指摘はない。

■社会経済情勢の変化

- ・水辺の整備に係る事業箇所を含む関係市(大津市)において、近5カ年の人口は0.54%増、世帯数は3.76%増であり、事業の必要性について大きな変化はない。



	H24	H28	増減
人口	340,339 人	342,163 人	0.54%増
世帯数	138,919 世帯	144,143 世帯	3.76%増

出典：大津市住民基本台帳

□瀬田川かわまちづくり

■今後の事業再評価の必要性

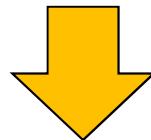
- ・大きな社会情勢の変化等もなく、事業効果が発現している。

■改善措置の必要性

- ・瀬田川沿川を安全・快適に移動可能な水辺としての利用やイベント等で利用されており、改善措置は必要ない。

■同種事業の計画・調査のあり方や事業評価方法の見直し等の必要性

- ・当該事業の事業評価手法は、最新の知見に基づき実施しており、現時点の見直しの必要性はないと考えている。



目的とした事業効果を発現しているため、改めて再評価を実施する必要はない。

2.事業の必要性等に関する視点(継続箇所)

再評価

(1) 自然再生に係る事業

① 魚がのぼりやすい川づくり

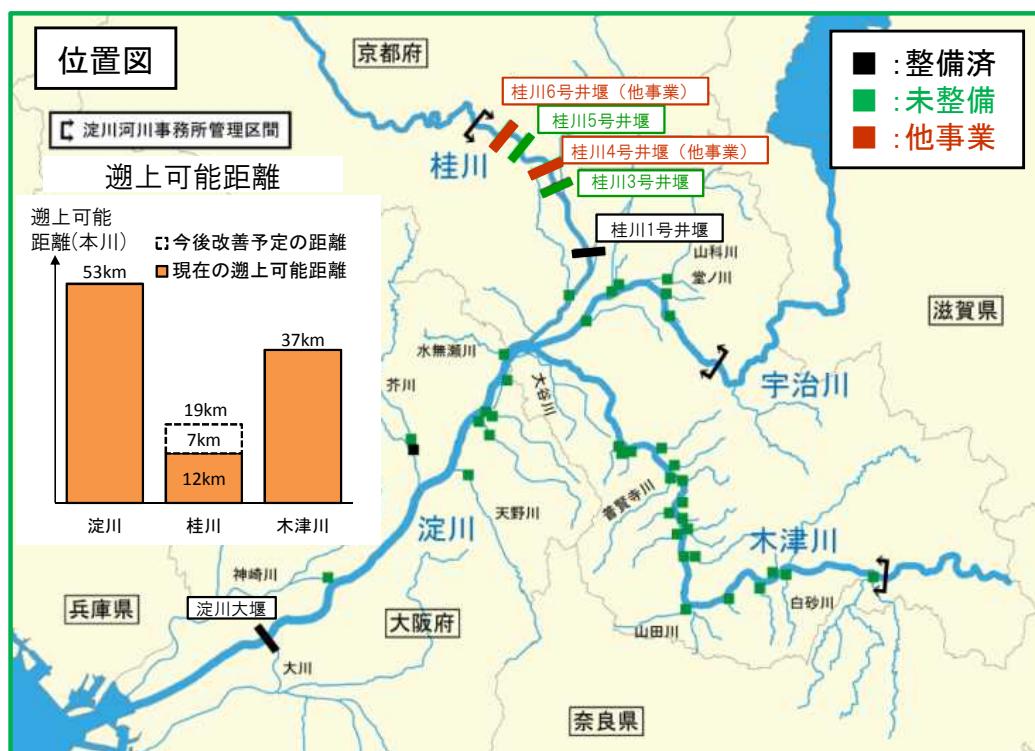
■事業の目的

- ・魚道の設置や既設魚道の改善を行うことにより、流域全体において魚が回遊しやすい川づくりをめざす。

整備内容

- ・工作物への魚道の設置、改善 43箇所

■ 堤等が魚類等の移動の妨げになっている箇所



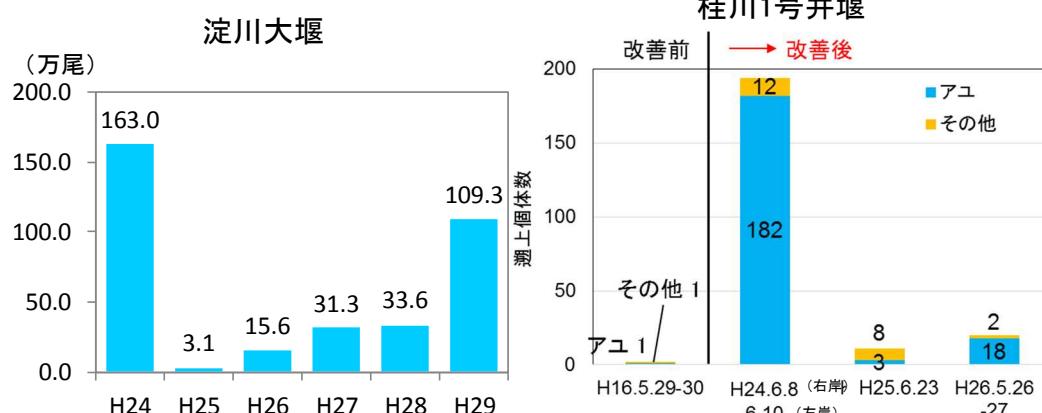
■事業を巡る社会情勢等の変化

- ・桂川や支川の鴨川等で関係機関や地元漁協等による『京の川の恵みを活かす会(H23.10設立)』が生息調査や簡易魚道の設置等を実施している。

■事業の投資効果

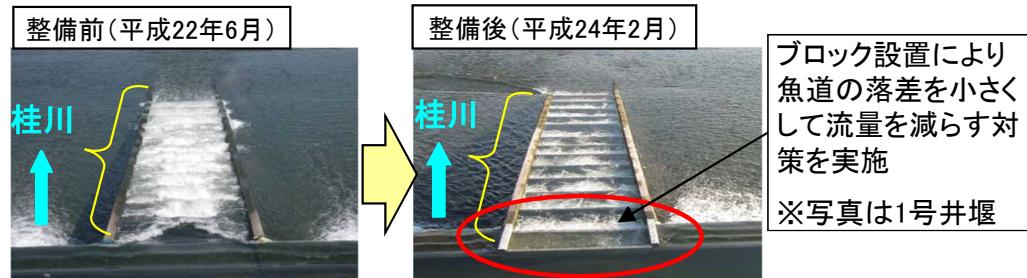
- ・回遊魚は淀川大堰の改善により上流に移動しやすくなり、更に海から遡上してきた回遊魚や淡水魚が桂川や支川の芥川へ遡上しやすくなり、生物の生息・生育・繁殖環境の確保が図られる。

■アユの溯上状況



海から遡上したアユは、淀川大堰を通過し桂川1号堰まで遡上している。桂川1号井堰は魚道改善後、アユ以外にもオイカワやコウライモロコの遡上数が増加している。

■魚道改善の事例(桂川1号・3号井堰)



2.事業の必要性等に関する視点(継続箇所)

再評価

② 淀川ワンド再生

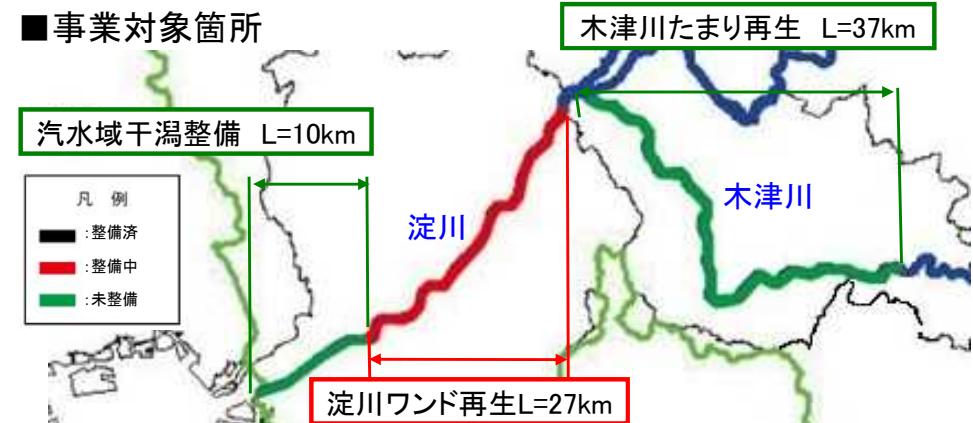
事業の目的

- ・イタセンパラを代表種(目標種)として、多様な生物の生息の場となる、ワンド、汽水域干渉、たまりの保全再生を図る。

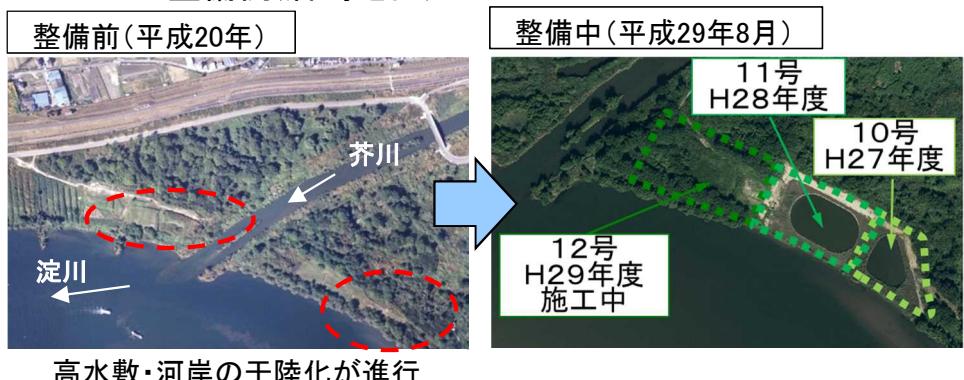
整備内容

- ・干陸化した高水敷の切下げ
淀川ワンド再生L=27km、汽水域干渉整備L=10km
木津川たまり再生L=37km 合計 L=74km

事業対象箇所



ワンドの整備例(唐崎地区)



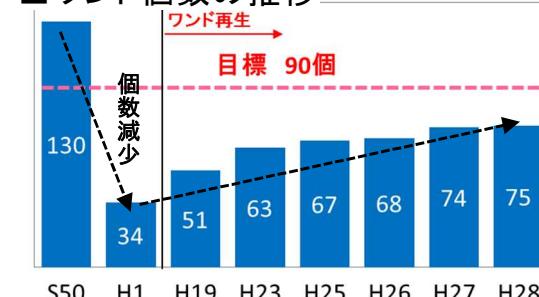
事業を巡る社会情勢等の変化

- ・平成23年8月にイタセンパラの野生復帰に対して支援(外来種駆除、啓発活動)を行うことを目的とした、『淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク』を設立。
- ・平成25年度に城北ワンドへのイタセンパラ再導入及び淡水魚シンポジウム淀川大会を実施。
- ・地域でのイタセンパラへの関心が高まり、外来種駆除や密漁防止など住民参加型の維持管理を実施中。

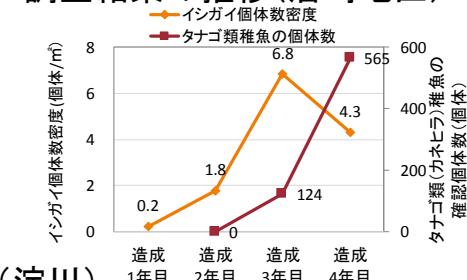
事業の投資効果

- ・タナゴ類の在来種は、ワンドの整備と支援活動による外来魚駆除等により増加。
- ・唐崎地区では二枚貝が増加しているため、今後タナゴ類の産卵環境が整い、個体数の増加が期待できる。
- ・平成29年には、平成6年調査開始以降最多となる8,888個体のイタセンパラの仔稚魚を確認、城北ワンドでの生息水域の拡大も確認した。

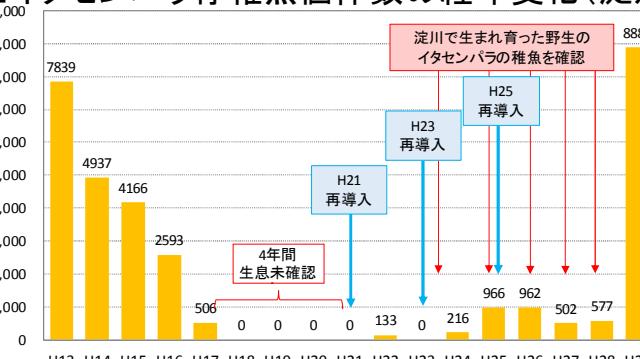
ワンド個数の推移



ワンドのイシガイ・タナゴ類調査結果の推移(唐崎地区)



イタセンパラ仔稚魚個体数の経年変化(淀川)



平成29年7月1日

イタセンパラ
国内魚類初天然記念物
(S49.6指定)

2.事業の必要性等に関する視点(継続箇所)

再評価

③ 鵜殿ヨシ原保全

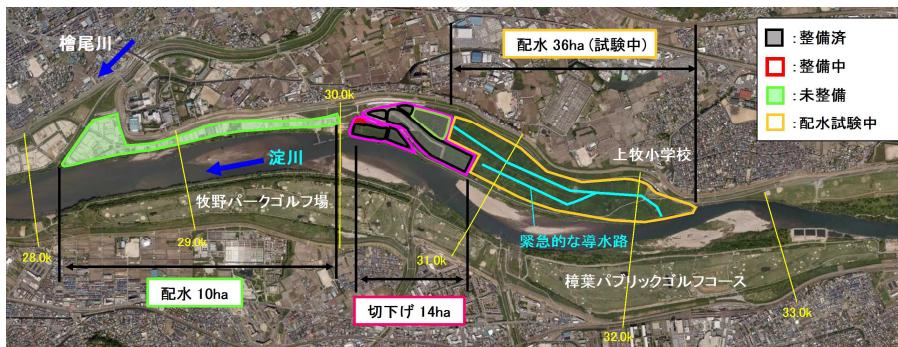
■事業の目的

- ・高水敷の切り下げ、配水によりヨシ原の冠水頻度を上げ、ヨシ原の保全・再生を図る。

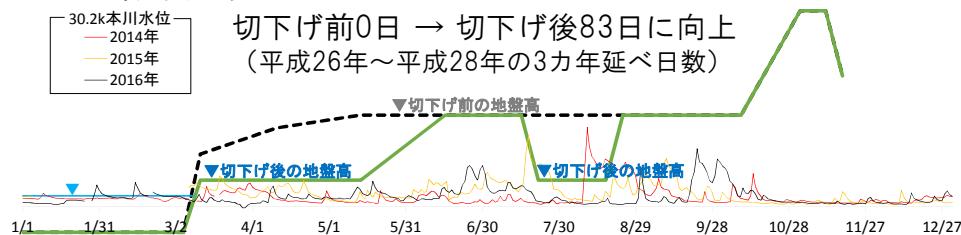
■整備内容

- ・冠水頻度の向上
高水敷切下げ:14ha、配水:46ha 合計60ha

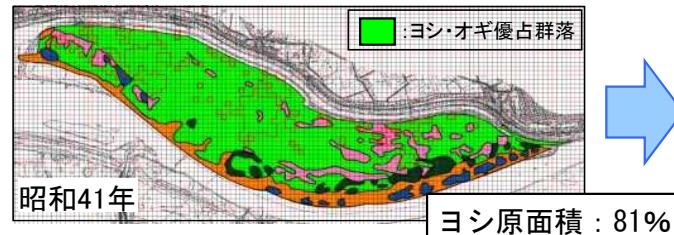
■鵜殿ヨシ原の保全・再生範囲



■冠水頻度の変化



■鵜殿ヨシ原のヨシ面積の経年変化



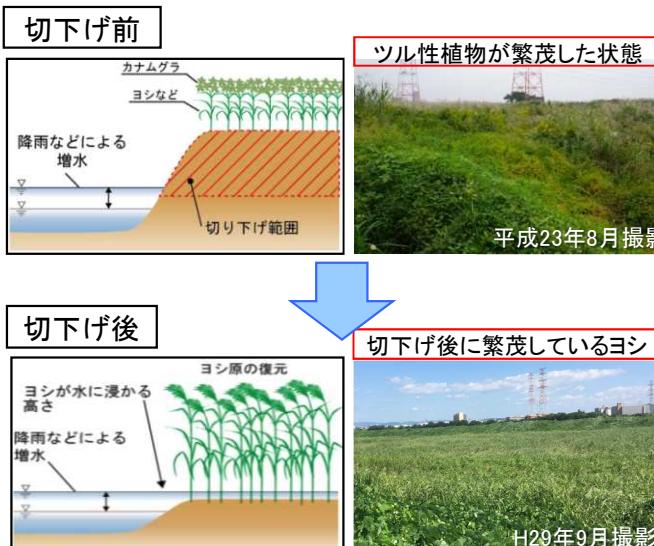
■事業を巡る社会情勢等の変化

- ・市民団体(鵜殿倶楽部)や地域住民により『ヨシ原焼き』や『ヨシ刈り』が継続的に実施されている。
- ・平成元年4月に『大阪みどりの百選』、平成16年7月に『関西自然に親しむ風景100選』に選定されている。

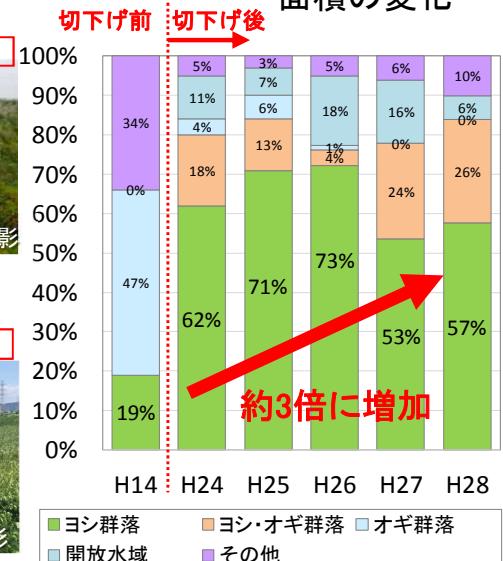
■事業の投資効果

- ・淀川の原風景として、文化的にも重要なヨシ原が復元。
- ・オオヨシキリやツバメのねぐら等の生物多様性を確保。
- ・ヒチリキ(雅楽)やよしづの材料となる良質なヨシが育つ。

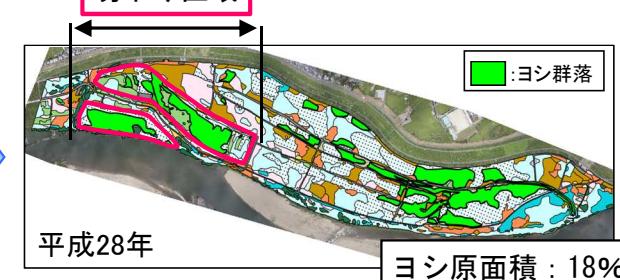
■鵜殿ヨシ原の整備



■切下げ箇所のヨシ群落面積の変化



■切下げ区域



2.事業の必要性等に関する視点(継続箇所)

再評価

④ 野洲川自然再生

■事業の目的

- かつて有していた南流・北流の河川環境の再生を目指し、河口部のヨシ原再生、落差工中央魚道の設置を行う。

■整備内容

- ヨシ帯再生 約2.1ha
- 魚道整備(ハーフコーン式) 1箇所

■野洲川自然再生の整備範囲



■野洲川自然再生の整備



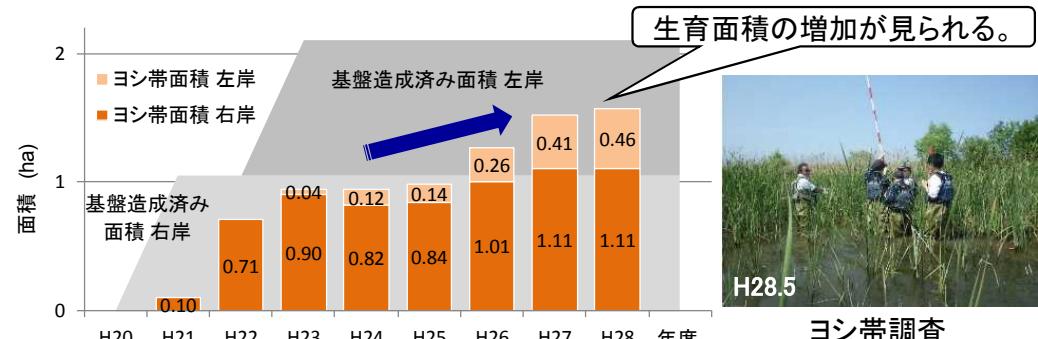
■事業を巡る社会情勢等の変化

- 滋賀県、地域の自治体や学校、NPO、学識者等からなる野洲川河口部ヨシ帯再生協議会を継続して開催。
- 中学校、大学、行政が協働してモニタリング調査を継続的に実施。

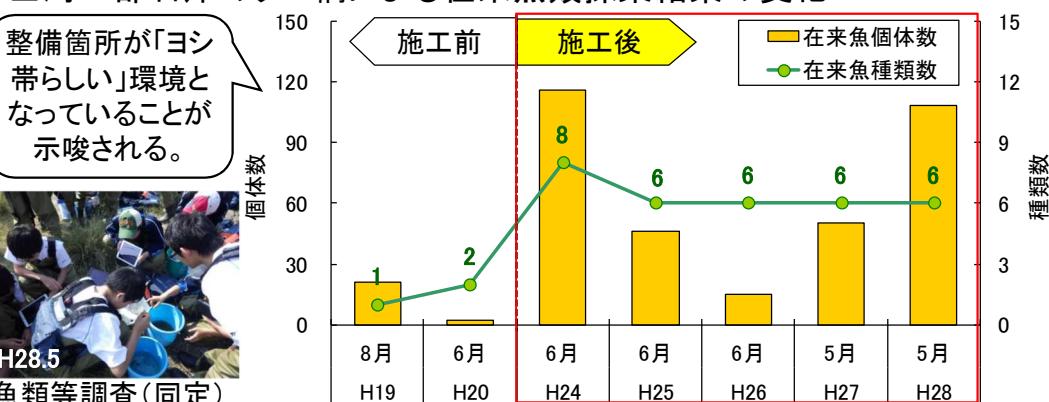
■事業の投資効果

- ヨシ原で形成される水陸移行帯を再生することで、魚類等の生息・生育・繁殖環境が改善されつつある。
- 漁協への聞き取り調査によると、落差工魚道改築後に自然遡上のアユが多くなり、新魚道をアユが盛んに遡上している。

■河口部ヨシ帯面積の変化(秋季調査結果)



■河口部右岸のタモ網による在来魚類採集結果の変化



■変更点(前回評価と今回評価)

- ヨシ帯再生: 左岸側ヨシ帯の生育に遅れが発生、原因調査と改良を行うため事業期間を延伸(H31年→H36年事業完了)。

2. 事業の必要性等に関する視点(継続箇所)

再評価

⑤ 猪名川自然再生

■事業の目的

- かつて猪名川に存在した“多様な生物がすむ身近な河川環境”を回復する。

■整備内容

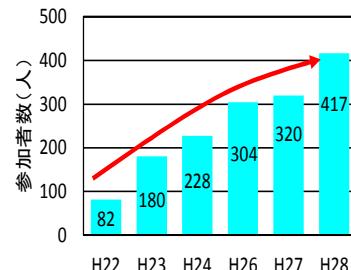
- レキ河原・水陸移行帯の再生 : 8ha
- 魚道の整備 : 6箇所



■事業を巡る社会情勢等の変化

- 猪名川の外来植物への関心が高まっており、外来植物対策への住民等の参加が年々増加。

外来植物対策への住民等の参加状況

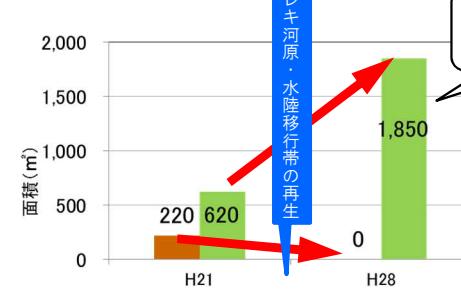


住民等による外来植物対策
(北伊丹地区)

■事業の投資効果

- レキ河原および水陸移行帯の再生を行った北伊丹地区では、現在もレキ河原を維持するとともに、外来種の抑制とオギ等在来種の再生を実現。
- 魚道を整備した井堰において、整備後にアユや様々な魚類の遡上を確認。

○レキ河原および水陸移行帯の再生（北伊丹地区）



※平成28年度調査において
イカルチドリを10個体確認。

○魚道の整備（池田床固）



■変更点(前回評価と今回評価)

- レキ河原・水陸移行帯の再生:出水の影響による事業期間の延伸(H34年→H36年事業完了)。 10

2.事業の必要性等に関する視点(継続箇所)

再評価

(2) 水辺の整備に係る事業

⑥ 野洲川中洲地区かわまちづくり

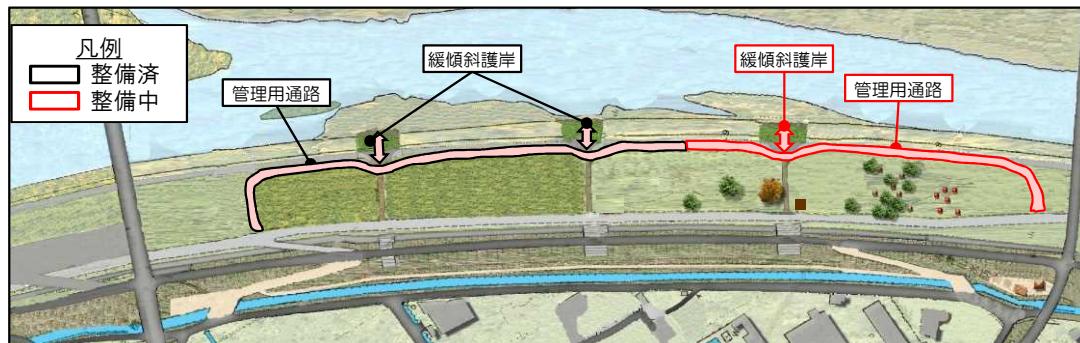
■事業の目的

- ・水辺とふれあえる河川敷の整備を行うことで、「こころの安らぎ」と「癒やし」の場を提供すると共に、自然に共生し、自然と人の ふれあいの場をつくり出すことにより、まちの活性化を図る。

■整備内容

- ・緩傾斜護岸 N=3箇所、管理用通路 L=670m

■野洲川中洲地区かわまちづくりの整備範囲



緩傾斜護岸

整備後イメージ図



H29.6

管理用通路



■事業を巡る社会情勢等の変化

- ・平成26年3月に守山市が策定した「守山まるごと活性化プラン」のもと、中洲学区では「野洲川河川敷・伏流水再生プロジェクト推進会議」において整備箇所の管理・活用について協議を継続している。
- ・整備箇所が親水公園「あめんぼう」と命名され、中洲学区を中心に管理・活用を開始。

■事業の投資効果

- ・親水護岸や管理用通路等の整備により、まちと水辺が一体となり、まちの活性化につながる。
- ・整備箇所は、「野洲川冒険いかだくだり大会」のゴール地点として活用(参加者数約400人)。

■野洲川冒険いかだくだり大会の状況(H29年7月)



■野洲川中洲地区かわまちづくりの整備



整備前

水辺に近づきにくい

一部供用(H28. 4)

H29.6

2.事業の必要性等に関する視点(再評価の視点)

再評価

再評価の視点	現在の状況	備考
事業の必要性に関する視点		
1)事業を巡る社会経済情勢等の変化	前回再評価時点(H26年12月)から大きな変化なし	前回評価時の集計範囲に関する市町の世帯数は、前回と比較して(H25年とH28年)で約2.2%増とほぼ横ばい
2)事業の投資効果	社会経済情勢等に大きな変化がないため算出を省略	前回 ・全体 B/C 8.1 ・水環境整備事業B/C 6.4 ・水辺整備事業B/C 5.4 残事業B/C 13.1 ・自然再生事業B/C 9.1 残事業 B/C 6.7
3)事業の進捗状況	水環境の整備に係る事業が完了。水辺整備においては、瀬田川かわまちづくりがH26に完了。現時点での進捗率は49%	H28年度末までの投資額 :約198億円 (全体事業費:407億円)
4)事業費の変化	前回再評価時点(H26.12)から変化なし	—
事業の進捗の見込みの視点	前回評価時から変更はなく、H54年度の完了見込み	—
コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	技術の進展に伴う新技術・新工法の採用など、コスト縮減に努めながら引き続き事業を推進していく	—

3. 事業の進捗の見込みの視点

■水環境整備に係る事業

- 淀川では、支川(天野川、寝屋川)の水質改善として河川浄化施設等の整備2箇所を実施し、H12年度完了。

■自然再生に係る事業

- 淀川では、これまで淀川大堰や桂川等の魚道改善5箇所、唐崎地区等のワンド再生41個、鵜殿地区の高水敷切下げ8.4ha等を整備。今後、H54年度(魚がのぼりやすい川づくりは平成52年度)の完了を目指して整備を推進。
- 野洲川では、これまで魚道整備1箇所、河口部のヨシ帯再生2.1haを整備。今後、河口部のヨシ帯改良についてH36年度の完了を目指して整備を推進。
- 猪名川では、これまで魚道整備6か所、レキ河原および水陸移行帯の再生3.6haを整備。今後、レキ河原および水陸移行帯の再生についてH36年度の完了を目指して整備を推進。

■水辺整備に係る事業

- 宇治川(東高瀬川含む)では、かわまちづくりを2地区について実施し、H20年度完了。
- 木津川(宇陀川含む)では、かわまちづくりを4地区について実施し、H21年度完了。
- 瀬田川では、かわまちづくりを1地区について実施し、H29年度完了。
- 野洲川では、かわまちづくりを1地区についてH34年度の完了を目指して整備を推進。

- 今後も目標の達成度や整備効果を確認するため、整備(インパクト)に応じた効果(レスポンス)を考慮し適切にモニタリングを実施し、順応的・段階的に整備を進めていく。

■滋賀県知事

(平成29年11月21日付け 滋広政第200号)

「対応方針(原案)」案のとおり「事業継続」で異論はない。
なお、事業推進にあたって必要な予算の確保とともに、より一層のコスト縮減に取り組んで
いただきたい。

■京都府知事

(平成29年11月27日付け 9河第322号)

事業継続の対応方針原案(案)に異論はない。

引き続き、事業を推進し早期完成に努められるとともに、事業の実施に当たっては更なる費
用の縮減に努められたい。

■大阪府知事

(平成29年11月21日付け 河整第1714号)

「対応方針(原案)」案については異存ありません。但し、以下の事項を要請します。

- 「寝屋川流域水環境改善計画」に基づき、寝屋川の水環境改善に資するよう、導水を実施すること。
- 芥川等の連続性確保に向けた整備を推進すること。
- これまでの整備内容の検証による効果的な整備手法の検討を行うとともに、更なるコスト縮減を図ること。

■兵庫県知事

(平成29年11月21日付け 土第1527号)

当該事業は、礫河原の再生などにより、多様な生物がすむ身近な河川環境の回復を目指す自然再生事業であり、本県の「ひょうご・人と自然の川づくり 基本理念・基本方針」にも合致することから、引き続き、事業に取り組んでいただきたい。

なお、事業の推進にあたっては、安価で効果的な整備手法の採用など、可能な限りコスト縮減に取り組むとともに、河川敷におけるレクリエーション空間の利用形態と環境対策のバランスを保つ観点から、地元市町や住民等と十分協議・調整されたい。

5. 対応方針(原案)

□対応方針(原案)

淀川総合水系環境整備事業は、事業の必要性等に関する視点、事業の進捗の見込みの視点から継続が妥当であると判断できる。

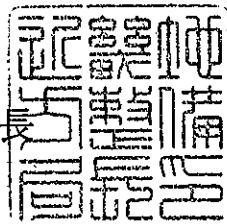
事業継続



国近整企画127号
平成29年11月2日

滋賀県知事 殿

近畿地方整備局長



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針
(原案)の作成に係る意見照会について(依頼)

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成29年11月30日(木)に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成29年11月21日(火)までに、別紙について貴職の御意見を承りたく依頼いたします。

※御意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(別紙)

(再評価)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
淀川水系直轄河川改修事業	事業継続	
淀川総合水系環境整備事業	事業継続	

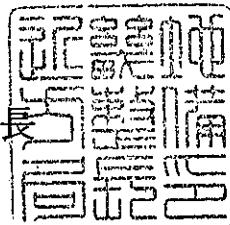
※貴職の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。



国近整企画127号
平成29年11月2日

京都府知事 殿

近畿地方整備局長



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針
(原案)の作成に係る意見照会について(依頼)

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成29年11月30日(木)に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成29年11月21日(火)までに、別紙について貴職の御意見を承りたく依頼いたします。

※御意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(別紙)

(再評価)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
淀川水系直轄河川改修事業	事業継続	
淀川総合水系環境整備事業	事業継続	

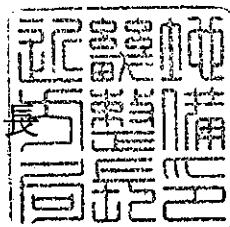
※貴職の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。



国近整企画127号
平成29年11月2日

大阪府知事 殿

近畿地方整備局長



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針
(原案)の作成に係る意見照会について(依頼)

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成29年11月30日(木)に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成29年11月21日(火)までに、別紙について貴職の御意見を承りたく依頼いたします。

※御意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(別紙)

(再評価)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
淀川水系直轄河川改修事業	事業継続	
淀川総合水系環境整備事業	事業継続	
大和川総合水系環境整備事業	事業継続	

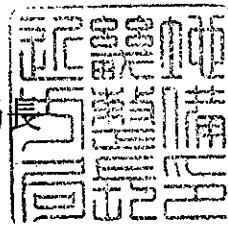
※貴職の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。



国近整企画127号
平成29年11月2日

兵庫県知事 殿

近畿地方整備局長



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針
(原案)の作成に係る意見照会について(依頼)

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成29年11月30日(木)に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成29年11月21日(火)までに、別紙について貴職の御意見を承りたく依頼いたします。

※御意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(別紙)

(再評価)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
淀川水系直轄河川改修事業	事業継続	
円山川直轄河川改修事業	事業継続	
淀川総合水系環境整備事業	事業継続	

※貴職の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

【道路事業】

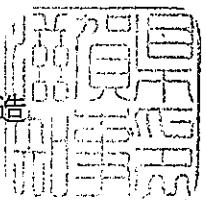
事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
一般国道2号相生有年道路	事業継続	

※貴職の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

滋 広 政 第 200 号
平成29年(2017年)11月21日

近畿地方整備局長 様

滋賀県知事 三日月 大造



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の
作成に係る意見照会について（回答）

平成29年11月2日付け国近整企画第127号にて照会のありました標記の
件について、下記のとおり回答します。

記

1. 淀川水系直轄河川改修事業

「対応方針（原案）」案のとおり「事業継続」で異論はない。

琵琶湖周辺の浸水被害の軽減が図られるよう琵琶湖の後期放流対策としての事
業効果の早期発現に向けて、さらなる整備促進をお願いしたい。

なお、事業推進にあたって必要な予算の確保とともに、より一層のコスト縮減に
取り組んでいただきたい。

2. 淀川総合水系環境整備事業

「対応方針（原案）」案のとおり「事業継続」で異論はない。

なお、事業推進にあたって必要な予算の確保とともに、より一層のコスト削減に
取り組んでいただきたい。



9 河 第 3 2 2 号
平成 29 年 11 月 27 日

近畿地方整備局長様

京都府知事 山田 啓二



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成
に係る意見照会について（回答）

平成 29 年 11 月 2 日付け国近整企画 127 号で意見照会のうち、淀川総合水系環境整備事業について、別紙のとおり回答します。

なお、淀川水系直轄河川改修事業については、京都府域の事業費増について鋭意検証を行っており、後日、できるだけ速やかに回答します。

京都府建設交通部河川課

総合治水担当 075-414-5288

(別紙)

事業継続に関する京都府意見

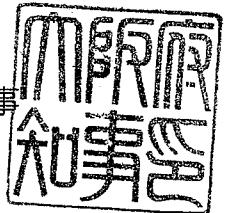
【河川事業】

事業名	淀川総合水系環境整備事業
意 見	事業継続の対応方針原案（案）に異論はない。 引き続き、事業を推進し早期完成に努められるとともに、事業の実施に当たっては更なる費用の縮減に努められたい。

河整第1714号
平成29年11月21日

近畿地方整備局長様

大阪府知事



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に
係る意見照会について（回答）

平成29年11月2日付け国近整企画127号により照会のありました標記について、別紙のとおり回答します。

<担当>
都市整備部 河川室 河川整備課
TEL06-6944-7592

「対応方針（原案）」案については異存ありません。但し、以下の事項を要請します。

＜淀川水系直轄河川改修事業＞

- 大阪府域の治水安全度を低下させないよう整備手順に配慮すること。
また、「淀川の減災に係る取組方針」に基づき、堤防強化等の治水対策について、早期に完成すること。併せて、水害対応タイムラインの作成や、避難訓練及び氾濫時の長期湛水への対応計画の策定など、ソフト対策について国が率先して連携を図り、計画的な取組を早期に進めること。
- 阪神なんば線淀川橋梁改築事業を早期に完成すること。
- 伝法陸閘及び淀川陸閘等の耐震対策に早期に着手すること。
- 神崎川の治水安全度を踏まえ、猪名川直轄河川改修事業を実施すること。
- 事業の実施にあたっては、より効果的な整備手法の検討を行うとともに、更なるコスト縮減を図ること。

＜淀川総合水系環境整備事業＞

- 「寝屋川流域水環境改善計画」に基づき、寝屋川の水環境改善に資するよう、導水を実施すること。
- 芥川等の連続性確保に向けた整備を推進すること。
- これまでの整備内容の検証による効果的な整備手法の検討を行うとともに、更なるコスト縮減を図ること。

＜大和川総合水系環境整備事業＞

- 「大和川水環境改善計画」に基づき、流域府県・市町村と連携した取組みを着実に推進すること。
- これまでの整備内容の検証による効果的な整備手法の検討を行うとともに、更なるコスト縮減を図ること。

土 第 1527 号
平成 29 年 11 月 21 日

近畿地方整備局長 様



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成
に係る意見照会について（回答）

平成 29 年 11 月 2 日付け国近整企画 127 号で照会のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

【淀川総合水系環境整備事業】

兵庫県知事の意見

当該事業は、礫河原の再生などにより、多様な生物がすむ身近な河川環境の回復を目指す自然再生事業であり、本県の「ひょうご・人と自然の川づくり 基本理念・基本方針」にも合致することから、引き続き、事業に取り組んでいただきたい。

なお、事業の推進にあたっては、安価で効果的な整備手法の採用など、可能な限りコスト縮減に取り組むとともに、河川敷におけるレクリエーション空間の利用形態と環境対策のバランスを保つ観点から、地元市町や住民等と十分協議・調整されたい。